

関係都府県消防防災主管部長 殿

内閣政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）  
消防庁国民保護・防災部防災課長  
（公印省略）

### 南海トラフ地震防災対策推進計画作成例等の送付について（通知）

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域として指定された地域に係る都道府県及び市町村の地方防災会議は、同法第 5 条第 2 項の規定に基づいて、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項等について、地域防災計画に「南海トラフ地震防災対策推進計画」（以下「推進計画」という。）を定めるように努めなければならないこととされています。

また、同法第 7 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づいて、南海トラフ地震防災対策推進地域において「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法施行令」（平成 15 年政令第 324 号）第 3 条各号に掲げる施設又は事業を管理し、又は運営する者は、「南海トラフ地震防災対策計画」（以下「対策計画」という。）を作成しなければならないこととされています。

令和 7 年 7 月 1 日に中央防災会議において南海トラフ地震防災対策推進基本計画が変更されたことを受け、「南海トラフ地震防災対策推進計画作成例」及び「南海トラフ地震防災対策計画及び南海トラフ地震防災規程作成の手引」（以下「作成例等」という。）を別添のとおり改訂したので、業務の参考としてください。

なお、上記推進計画及び対策計画の作成・変更にあたっては、作成例等を参考としつつ、地域の実情に即して具体的かつ実現可能な実効性のあるものとするを旨として下さい。また、作成・変更の時期については、被災状況を想定したシミュレーションやそれに基づく定量的分析等の実施に基づく対応は後日追加することも選択肢としつつ、可能な限り早期（例えば令和 7 年度中）とするを旨としてください。貴職におかれては貴都府県内市町村及び消防機関にもこの旨周知願います。

#### 【本件問合せ先】

担当 : 内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（防災計画担当）付  
渡邊、神成、室賀、森谷、瀬川

電話 : 03-5797-7945（直通）

E-mail : trench\_earthquake.p3w@cao.go.jp

担当 : 消防庁国民保護・防災部防災課

木村（聖）、木村（将）、三原、青木

電話 : 03-5253-7525（直通）

E-mail : sintai@soumu.go.jp